

DESIGNPROTECT

—— デザイン保護セミナー ——

「改正商標法（平成 27 年 4 月 1 日施行）の下に おける意匠と商標の関係」のご案内

●弁理士の方へ：この講座は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。
この講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として 2.5 単位が認められる予定です。

主催：一般社団法人 日本デザイン保護協会

協賛：一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター（JAFBIC）
一般社団法人 日本国際知的財産保護協会（AIPPI・JAPAN）

平成 27 年 4 月 1 日に改正商標法が施行され、立体商標に加えて、位置商標、動き商標が保護されるようになりました。これにより、デザインは一定の要件を満たせば、「全体意匠」または「立体商標」、「部分意匠」または「位置商標」、「動的意匠」または「動き商標」として保護することが可能になりました。しかしながら、意匠法と商標法では保護法益が異なりますので、その登録要件、侵害判断基準も異なります。

そこで（一社）日本デザイン保護協会では、企業のデザイン部門や知的財産部門、特許事務所などでデザイン保護に関する実務を担当されている方々を対象に、意匠と商標の新たな関係について知識を深めていただく目的でセミナー開催いたします。

本セミナーでは、意匠・商標の第一人者であるユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士 青木博通氏をお招きし、法律の基本構造の違いを、各項目に沿って分かりやすく解説いただくとともに、実際に意匠調査、意匠出願をする場合の注意点（意匠なのか商標なのか）についても言及いたします。

皆様ご多忙中とは存じますが、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

- 日 時：平成 27 年 11 月 20 日（金）14:00～17:00
- 会 場：東海大学校友会館・富士の間（霞が関ビル 35 階）
- 講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー 弁理士
- 定 員：50 名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
- 参加費：（テキスト代含む、消費税込み）／1 名

正会員	5,400円
賛助会員	7,560円
賛助(個人)会員・協賛団体会員	8,640円
一 般	10,800円

Program

14:00 開講

「改正商標法（平成27年4月1日施行）の下における 意匠と商標の関係」

<講義内容目次>

1. はじめに（出願動向、出願例の比較）
2. 意匠法と商標法の比較
3. 全体意匠と立体商標との比較
4. 部分意匠と位置商標との比較
5. 動的意匠と動き商標との比較
6. 意匠権と商標権の侵害判断基準の違い
7. 国際登録制度の違い（「ハーグ」と「マドプロ」）
8. 意匠調査、意匠出願をする場合の注意点（意匠なのか商標なのか）
9. まとめ

※途中休憩15分を予定しています。

17:00 閉講

Profile



青木 博通 氏 Hiromichi Aoki

1959年埼玉県生まれ。中央大学法学部法律学科卒業。北海道大学大学院法学研究科客員教授、日本弁理士会意匠委員会委員長、同商標委員会委員長、同不正競争防止法委員会委員長、産業構造審議会臨時委員（新商標）を歴任。現在、金沢工業大学大学院客員教授、文化ファッション大学院大学非常勤講師。

著書：『意匠の国際登録制度「ハーグ協定」と欧州共同体意匠制度』（経済産業調査会、近刊）、『新しい商標と商標権侵害』（青林書院、2015年）、『知的財産権としてのブランドとデザイン』（有斐閣、2007年）、『サービスマークのすべて』（中央経済社、1992年）

デザイン保護セミナー

「改正商標法（平成 27 年 4 月 1 日施行）の下における 意匠と商標の関係」お申込み方法

●FAXにてお申込みください

下欄のお申し込み用紙、または（一社）日本デザイン保護協会のホームページ (<http://www.jdpa.or.jp/>) に掲載のお申し込み用紙をご利用ください。

- ・協賛団体会員の方は、申込用紙下部の協賛団体名にチェックを願います。
- ・弁理士の方は、弁理士登録番号をご記入願います。

お申込み受付け後に受講票を送付しますので、当日ご持参ください。

●参加費のお支払い方法

受講票の送付時に請求書を同封しますので、記載の口座にお振込みください。

●会場へのアクセス

- 地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5,11番出口より徒歩3分
- 地下鉄日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」
A13出口より徒歩5分
- 地下鉄丸ノ内線「霞ヶ関駅」A4出口より徒歩8分
- 地下鉄南北線「溜池山王駅」8番出口より徒歩5分

●お問い合わせ先

一般社団法人 日本デザイン保護協会
事務局：宇津木

〒105-000 東京都港区虎ノ門 2-4-1
虎ノ門ピアザビル 8階
TEL. 03-3591-3031

東海大学校友会館 TEL. 03-3581-0121



- * お申込み後のキャンセルはご遠慮ください。万一取り消される場合は、2015年11月13日までにFAXまたはEメールにてご連絡願います。その後の取り消しは、当日配布の資料発送をもってご出席に代えさせていただきます、受講料を申し受けさせていただきますので、ご了承願います。
- * 講座の当日に受講風景を写真撮影し、当協会の機関誌に掲載させていただく予定ですのでご承知おきください。
- * 定員を超えた場合は、ご本人にその旨をご連絡いたします。

デザイン保護セミナー

「改正商標法（平成 27 年 4 月 1 日施行）の下における意匠と商標の関係」

お申込み用紙 FAX. 03-3591-0738

お申込み日：平成 27 年 月 日

● 貴社(団体)名

● ご住所 〒

● ご氏名 ①

所属

Tel.

Fax.

E-mail

弁理士の方：弁理士登録番号

②

所属

Tel.

Fax.

E-mail

弁理士の方：弁理士登録番号

③

所属

Tel.

Fax.

E-mail

弁理士の方：弁理士登録番号

協賛のセンター会員・協会会員の方は、下欄□にチェック願います。チェックがない場合は一般の料金とさせていただきます。

- 一般社団法人 日本食品・バイオ知的財産権センター (JAFBIC)
- 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 (AIPPI・JAPAN)